１．件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（JRR-3）の使用施設等の使用前確認に関する面談

２．日時：令和３年４月１３日　１４時００分～１４時５０分

３．場所：原子力規制庁２階会議室（ＴＶ会議システムを利用）

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　検査グループ　専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

研究炉加速器技術部　利用施設管理　課長他５名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室　マネージャー他１名

５．要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、JRR-3 の使用施設等として設置される中性子散乱実験用貯蔵箱に係る使用前確認について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

・令和３年６月２８日より JRR-3 の供用運転開始を計画しており、その中で実験で使用した核燃料物質等を貯蔵するため、中性子散乱実験用貯蔵箱を設置し、速やかに使用前検査を行った上で、使用前確認を受け、運用を開始する予定である。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・資料において、使用前検査項目が技術上の基準への適合性を示す観点のみで記載及び説明されているが、法令要求では、許可又は変更の許可を受けたところによるものであることに基づき当該項目の記載及び説明も求めており、原子力機構において再整理が必要である。

・具体的に、検査項目に係る説明については、以下の観点で説明不足である。

✓ 材料、構造等による安全機能について、当該事項を直接確認するための検査項目の設定及びその方法の説明

✓ 寸法検査について、許可事項に基づく検査範囲の明確化並びにその判定基準値及び許容誤差の記載

- ✓ 貯蔵施設として、十分な容量を有することに対する検査項目の記載
- ✓ 耐震に係る安全機能について、現設計が他設備等への波及的影響を考慮した上で妥当であることの説明
- ✓ 変更許可申請書において、設備・機器等の安全機能と併せ、運用により安全を確保するとしているものについて、その運用方法の説明

・使用前確認証の交付は、確認終了後、処分の標準処理期間（30 日）を要し、それを考慮した工事の工程を設定すること。

・今回の面談結果を踏まえ、速やかに使用前確認申請をすること。

〇原子力機構から了解した旨の回答があった。

６．その他

資料：JRR-3に設置する中性子散乱実験用貯蔵箱に係る使用前確認について

以上